K-12の運動方向調査結果 -H-2.3-25孔(コア観察)-

第849回審査会合 資料2-1 P.92 再掲

○深度27.15m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その上盤側に岩片の配列が認められる。
 ○固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片の配列からP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN28°W/62°NEであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



K-12の運動方向調査結果 -H-2.3-25孔(条線観察,下盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-245 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で83°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



概念図 ※走向は真北で示す。



観察面写真



と線方

詳細観察写真

2.5-1-264

第849回審査会合 資料2-1 P.93 再掲

K-12の運動方向調査結果 -H-2.3-50孔-

○H-2.3-50孔の深度49.72~50.11mにおいて, K-12に対応する破砕部が認められる。
○この破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察, 薄片観察を実施し, 粘土状破砕部の運動方向を確認した。



K-12の運動方向調査結果 -H-2.3-50孔(コア観察, CT画像観察)-

第849回審査会合 資料2-1 P.94 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 砂状破砕部と固結した角礫状破砕部の境界である深度50.00m付近に, 厚さ0.6~1.0cmの粘土状破砕部が認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において,条線観察及び薄片観察を実施した。



CT画像(H-2.3-50孔)

K-12の運動方向調査結果 -H-2.3-50孔(条線観察,上盤側)-

第849回審査会合 資料2-1 P.95 再掲

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で148°R,163°Rの条線が認められ,下盤側換算すると32°R,17°Rとなる。 〇32°R(下盤側換算),17°R(下盤側換算)の条線方向及び礫周りの粘土の非対称構造から,右横ずれを伴う逆断層センスが推定される。

拡大写真範囲A





観察面写真





観察面拡大写真A

詳細観察写真A



版 心 凶 ※走向は真北で示す。



細観察範囲

<u> 拡大写真範囲B</u>





観察面写真

観察面拡大写真B

詳細観察写真B

2.5-1-268

K-12の運動方向調査結果 -H-2.3-50孔(薄片観察)-

第849回審査会合 資料2−1 P.97 再掲

〇主せん断面において32°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,上盤側から固結した角礫状破砕部,粘土状破砕部,砂状破砕部※に分帯 される。

〇固結した角礫状破砕部と粘土状破砕部の境界をなすY面1が認められる。このY面1は,凹凸を伴う箇所が多く,直線性に乏しい。

〇粘土状破砕部と砂状破砕部の境界をなすY面2が認められる。このY面2は,薄片中央部付近において粘土鉱物によって不明瞭となっており,連続性に乏しい。

〇その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。



第849回審査会合 資料2-1 P.98 再掲

K-12の運動方向調査結果 -H-2.3-50孔(薄片観察,詳細観察)-

〇固結した角礫状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。 〇砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。 〇粘土状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。



K-12の運動方向調査結果 -G-3.8-65孔(条線観察,下盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-244 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で70°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



概念図 ※走向は真北で示す。



観察面写真



条線方向 ₩_{70°}



詳細観察写真

(18) K-13の運動方向調査結果

K-13の運動方向調査結果 - 概要-

〇コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では左横ずれを 伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。







第849回審査会合 資料2-1 P.100 一部修正

変位センス

(薄片観察) <u>左横ずれ</u>

逆断層

粘土状破砕部

変位センス

(条線観察)

(不明)

(不明)

(不明)

K-13の運動方向調査結果 -H-1.5-40孔-

○H-1.5-40孔の深度43.69~43.92mにおいて、K-13に対応する破砕部が認められる。
○この破砕部を対象として、コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。
○次に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において、条線観察、薄片観察を実施し、粘土状破砕部の運動方向を確認した。





第849回審査会合 資料2-1 P.101 再掲

K-13の運動方向調査結果 -H-1.5-40孔(コア観察)-

第849回審査会合 資料2-1 P.102 再掲

○深度43.85m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その上盤側に岩片や鉱物片の配列が認められる。
 ○固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片や鉱物片の配列からP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN8°E/65°SEであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



第849回審査会合 資料2-1 P.103 再掲

K-13の運動方向調査結果 -H-1.5-40孔(コア観察, CT画像観察)-

○コア観察, CT画像観察結果より, 固結した粘土・砂状破砕部に挟まれた深度43.85m付近に, 厚さ0.1~1.4cmの粘土状破砕部が認められる。 〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。 ○主せん断面において, 条線観察及び薄片観察を実施した。



第849回審査会合 資料2-1 P.104 再掲

K-13の運動方向調査結果 -H-1.5-40孔(条線観察,下盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で144°R,109°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。







観察面写真

観察面拡大写真

詳細観察写真 2.5-1-277

K-13の運動方向調査結果 -H-1.5-40孔(薄片観察)-

第849回審査会合 資料2-1 P.105 再掲

〇主せん断面において、144°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果、上盤側から固結した粘土・砂状破砕部、粘土状破砕部、固結した粘土・ 砂状破砕部※に分帯される。

○固結した粘土・砂状破砕部(上盤側)と粘土状破砕部の境界及び粘土状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部(下盤側)の境界をなすY面1, Y面2 が認められる。これらのY面1, Y面2は, 凹凸を伴いつつ湾曲し, 直線性に乏しい。

Oその他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応 (単ニコル) F F 粘土状 固結した 粘土状 固結した 破砕部 粘土・砂状破砕部 破砕部 粘土·砂状破砕部 固結した粘土・砂状破砕部 固結した粘土・砂状破砕部 薄片観察結果 上盤 上盤 固結した粘土・砂状破砕部(上盤側): 盤 盤 単ニコルで褐灰~暗灰色, 直交ニコルで灰色の 次頁拡大範囲 干渉色を呈する。径3mm以下の岩片や鉱物片が 細粒な基質中に含まれる。岩片、鉱物片は角~ 亜円形である。粘土状破砕部との境界付近の岩 片間の間隙には粘土鉱物が生成されている。 粘土状破砕部: 単ニコルで褐~褐灰色, 直交ニコルで黄~灰色 の干渉色を呈する。径7mm以下の岩片や鉱物片 下 下 1cm Y面2 Y面1 が細粒な基質中に含まれており、径10mm以上 (直 交 ニ コ ル) の岩片も認められる。岩片,鉱物片は角~亜角 F F 粘土状 固結した 固結した 粘土状 形である。基質中や岩片の縁辺部には粘土鉱物 破砕部 粘土・砂状破砕部 破砕部 粘土・砂状破砕部 固結した粘土・砂状破砕部 固結した粘土・砂状破砕部 が生成されている。 固結した粘土・砂状破砕部(下盤側): 単ニコルで褐灰~暗灰色, 直交ニコルで灰色の 干渉色を呈する。径3mm以下の岩片や鉱物片が 細粒な基質中に含まれる。岩片、鉱物片は角~ 亜角形である。割れ目には粘土鉱物が生成され ている。 上盤 下 下 般 般 盤 次百拡大箭 凡例 下 下 1cm Y面1 Y面2 薄片写真(H-1.5-40 144R) Y面 2.5-1-278 (右は構造等を加筆)

第849回審査会合 資料2-1 P.106 再掲

K-13の運動方向調査結果 -H-1.5-40孔(薄片観察,詳細観察)-

○固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面2の直近の一部において認められる粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
○KEのまの短斜がNO[®] 5 (25[®] 05[®] 84[®] 4 んがれん[®] 5 のちょうにから、Whatkinthingの運動すのは古様ずれた(White House 7 and 7)

〇断層の走向傾斜がN8°E/65°SE,条線レイクが144°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向は左横ずれを伴う逆断層センスである。



K-13の運動方向調査結果 -H-2.3-85孔(条線観察,下盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-251 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で68°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。







観察面写真



観察面拡大写真



詳細観察写真

(19) K-14の運動方向調査結果

K-14の運動方向調査結果 - 概要-

○コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では左横ずれま たは右横ずれを伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。





*1:上盤側で確認したレイクは下盤側に換算して示す。

N24° E/58° NW

H- -1.3孔

[深度132.56m]

①-①'断面図

第849回審査会合 机上配布資料1

P.2.5-1-307 一部修正

(不明)

(不明)

75°R

110° R

K-14の運動方向調査結果 -H--1.0孔-

OH- -1.0孔の深度89.94~91.00mにおいて, K-14に対応する破砕部が認められる。
Oこの破砕部を対象として, コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。
O次に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察, 薄片観察を実施し, 粘土状破砕部の運動方向を確認した。



第849回審査会合 資料2-1 P.109 再掲

第849回審査会合 資料2-1 P.110 再揭

K-14の運動方向調査結果 −H--1.0孔(コア観察)-

〇深度89.90m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その上盤側に岩片の配列が認められ、下盤側に細粒な粒子の配列が認められる。
 〇固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片や細粒な粒子の配列からP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 〇断層の走向傾斜がN20° E/75° NWであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センス



K-14の運動方向調査結果 -H--1.0孔(コア観察, CT画像観察)-

第849回審査会合 資料2-1 P.111 再掲

〇コア観察, CT画像観察結果より, 固結した粘土・砂状破砕部と角礫状破砕部の境界である深度90.00m付近に, 厚さ0.1~0.3cmの粘土状破砕部 が認められる。 〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において,条線観察及び薄片観察を実施した。

(深度)	89.8 89	.9 90	0.0 9	90.1 90).2 (m)
]
					·

ボーリング 孔口側 (上盤)



第849回審査会合 資料2-1 P.112 再掲

K-14の運動方向調査結果 -H--1.0孔(条線観察,上盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で75°Rの条線が認められ,下盤側換算すると105°Rとなる。 〇105°R(下盤側換算)の条線方向及び礫周りの粘土の非対称構造から,左横ずれを伴う逆断層センスが推定される。



概念図 ※走向は真北で示す。











^{詳細観察写真} 2.5-1-286

K-14の運動方向調査結果 -H--1.0孔(薄片観察)-

第849回審査会合 資料2-1 P.113 再掲

〇主せん断面において105°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から角礫状破砕部,粘土状破砕部,固結した粘土・砂状破砕部* に分帯される。

○角礫状破砕部と粘土状破砕部の境界をなすY面が認められる。このY面の周囲には不透明鉱物が生成されており、Y面を不明瞭にしている。 ○その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



第849回審査会合 資料2-1 P.114 再掲

K-14の運動方向調査結果 -H--1.0孔(薄片観察)-

〇固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。 〇角礫状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。 〇粘土状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。





凡例 → ← Y面

2.5-1-288

K-14の運動方向調査結果 -H--0.3-80孔-

OH- -0.3-80孔の深度29.36~32.00mにおいて, K-14に対応する破砕部が認められる。
Oこの破砕部を対象に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察, 薄片観察を実施し, 粘土状破砕部の運動方向を確認した。



第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-308 再掲

K-14の運動方向調査結果 -H--0.3-80孔(コア観察, CT画像観察)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-309 再掲



CT画像(H--0.3-80孔)

K-14の運動方向調査結果 -H--0.3-80孔(条線観察,下盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-310 再掲

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で107°R,87°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。









^{写真} 2.5-1-291

K-14の運動方向調査結果 -H--0.3-80孔(薄片観察)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-311 再掲

〇主せん断面において,107°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から固結した粘土・砂状破砕部,粘土状破砕部,角礫状破砕部* に分帯される。

○固結した粘土・砂状破砕部と粘土状破砕部の境界をなすY面が認められる。このY面は密着し,不明瞭となっている。

〇その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。



K-14の運動方向調査結果 -H--0.3-80孔(薄片観察)-

〇固結した粘土·砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。

〇角礫状破砕部中の岩片の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。

〇粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面の直近の一部において認められる粘土鉱物の微弱な定向配列 をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。

○断層の走向傾斜がN5°E/68°NW, 条線レイクが107°Rであることから, 角礫状破砕部及び粘土状破砕部の運動方向は左横ずれを伴う逆断 層センスである。



K-14の運動方向調査結果 -H--2.18孔-

OH--2.18孔の深度185.01~185.44mにおいて, K-14に対応する破砕部が認められる。 Oこの破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察を実施し, 粘土状破砕部の運動方向を確認した。





第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-313 再掲

K-14の運動方向調査結果 -H--2.18孔(コア観察, CT画像観察)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-314 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 安山岩(角礫質)と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度185.00m付近に, 厚さ0.1~0.2cmの粘土状破 砕部が認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

O主せん断面において、条線観察を実施した。



CT画像(H--2.18孔)

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-315 再掲

K-14の運動方向調査結果 -H--2.18孔(条線観察,上盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で55°R,35°Rの条線が認められ,下盤側換算すると125°R,145°Rとなる。 〇125°R(下盤側換算),145°R(下盤側換算)の条線方向及び礫周りの粘土の非対称構造から,左横ずれを伴う逆断層センスが推定される。



※走向は真北で示す。











観察面拡大写真

詳細観察写真 2.5-1-296

K-14の運動方向調査結果 -H--1.2孔-

OH--1.2孔の深度118.74~119.48mにおいて, K-14に対応する破砕部が認められる。 Oこの破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察を実施し, 粘土状破砕部の運動方向を確認した。







第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-316 再掲

K-14の運動方向調査結果 -H--1.2孔(コア観察, CT画像観察)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-317 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 角礫状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度118.75m付近に, 厚さ0.0~0.1cmの粘土状破砕 部が認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において,条線観察を実施した。



CT画像(H--1.2孔)
K-14の運動方向調査結果 -H--1.2孔(条線観察,下盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-318 再掲

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で75°R,115°Rの条線が認められる。 〇75°R(下盤側換算)の条線方向及びリーデルせん断から,右横ずれを伴う逆断層センスが推定される。



概念図 ※走向は真北で示す。







観察面写真

詳細観察写真 2.5-1-299

K-14の運動方向調査結果 -H--0.5孔-

OH--0.5孔の深度49.72~50.61mにおいて、K-14に対応する破砕部が認められる。 〇この破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において、条線観察を実施し、粘土状破砕部の運動方向を確認した。



第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-319 再掲

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-320 再掲

K-14の運動方向調査結果 -H--0.5孔(コア観察, CT画像観察)-

○コア観察, CT画像観察結果より, 角礫状破砕部に挟まれた深度50.20m付近に, 厚さ0.8~2.7cmの粘土状破砕部が認められる。 〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。 ○主せん断面において, 条線観察を実施した。



CT画像(H- -0.5孔)

K-14の運動方向調査結果 -H--0.5孔(条線観察,下盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-321 再掲

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で110°R,75°Rの条線が認められる。 〇110°Rの条線方向及びリーデルせん断から,左横ずれを伴う逆断層センスが推定される。



概念図 ※走向は真北で示す。





拡大写真範囲A





観察面写真

詳細観察写真A 2.5-1-302



概念図 ※走向は真北で示す。





<u> 拡大写真範囲B</u>

条線方向(2) 75°

詳細観察写真B

観察面写真

観察面拡大写真B

K-14の運動方向調査結果 -H--1.3孔(条線観察,下盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-255 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で110°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



観察面写真



観察面拡大写真



詳細観察写真

(20) K-15の運動方向調査結果

K-15の運動方向調査結果 - 概要-

第849回審査会合 資料2-1 P.116 一部修正

〇コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では逆断層の変 位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。



~			観察結果	一覧表		
1.4 A A A A A A .	試料名	走向/傾斜 (走向は真北)	固結した破砕部	粘土状破砕部		
			変位センス (コア観察,薄片観察)	条線の レイク ^{*1}	変位センス (条線観察)	変位センス (薄片観察)
	H'1.3孔 [深度17.45m]	N8° E/74° SE	正断層			逆断層 ^{*2}
	H1.3孔 [深度13.13m]	NS/70°E		90° R	(不明)	
				105°R	(不明)	
	H1.2孔 [深度27.05m]	N15° E/69° SE		70° R	(不明)	
				85° R	(不明)	

*1:上盤側で確認したレイクは下盤側に換算して示す。

*2:H--1.3孔の条線観察結果を踏まえ90°Rで切断し,作成した薄片で確認。





第849回審査会合 資料2-1 P.117 再掲

K-15の運動方向調査結果 -H'--1.3孔, H--1.3孔-

○H' - -1.3孔の深度17.24~17.88m, 隣接孔(H- -1.3孔)の深度13.08~13.14mにおいて, K-15に対応する破砕部が認められる。
 ○これらの破砕部を対象として, コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。
 ○次に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 隣接孔(H- -1.3孔)で条線観察, H' - -1.3孔で薄片観察を実施し, 粘土状 破砕部の運動方向を確認した。



第849回審査会合 資料2-1 P.118 再掲

K-15の運動方向調査結果 −H'--1.3孔(コア観察)-

○H' - -1.3孔において, 深度17.40m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ, その上盤側に岩片が引きずられる構造が認められる。
 ○この構造は上盤側へ伸びており, この構造と固結した破砕部のせん断面の配置から, 見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN8° E/74° SEであること, ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると, 固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



拡大範囲写真(右は構造等を加筆)

第849回審査会合 資料2-1 P.119 再掲

K-15の運動方向調査結果 -H'--1.3孔, H--1.3孔(コア観察, CT画像観察)-

○H'--1.3孔のコア観察, CT画像観察結果より, 砂状破砕部に挟まれた深度17.45m付近に, 厚さ0.6~1.2cmの粘土状破砕部が認められる。
 ○粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。
 ○隣接孔(H--1.3孔)のコア観察, CT画像観察結果より, 固結した角礫状破砕部と凝灰角礫岩の境界である深度13.10m付近に, 厚さ0.4~0.7cmの粘土状破砕部が認められる。
 ○粘土状破砕部が認められる。
 ○粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。
 ○隣接孔(H--1.3孔)の主せん断面において条線観察を実施し, H'--1.3孔の主せん断面において隣接孔(H--1.3孔)の条線観察結果を用いて

薄片を作成し, 観察を行った。





K-15の運動方向調査結果 -H--1.3孔(条線観察,下盤側)-

○隣接孔(H--1.3孔)の主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で90°R,105°Rの条線が認められる。
○観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



概念図 ※走向は真北で示す。







観察面写真

観察面拡大写真

^{詳細観察写真} 2.5-1-310

K-15の運動方向調査結果 -H'--1.3孔(薄片観察)-

第849回審査会合 資料2-1 P.121 再掲

OH'--1.3孔の主せん断面において, 隣接孔(H--1.3孔)の条線方向(90°R)で作成した薄片観察の結果, 上盤側から固結した粘土・砂状破砕 部, 砂状破砕部, 粘土状破砕部, 砂状破砕部※に分帯される。

○砂状破砕部(上盤側)と粘土状破砕部の境界をなすY面が認められる。このY面は,密着し湾曲する箇所が多く,直線性に乏しく不明瞭である。 ○その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。



第849回審査会合 資料2-1 P.122 再掲

K-15の運動方向調査結果 -H'--1.3孔(薄片観察,詳細観察)-

○固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
 ○砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
 ○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面の直近の一部において認められる岩片や粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN8°E/74°SE,条線レイクが90°Rであることから、粘土状破砕部の運動方向は逆断層センスである。



K-15の運動方向調査結果 -H--1.2孔(条線観察,下盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-264 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果、下盤側の観察面で70°R,85°Rの条線が認められる。 〇観察面において、礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



観察面写真



条線方向② 85 条線方向① 70°

詳細観察写真

(21) K-16の運動方向調査結果

K-16の運動方向調査結果 - 概要-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-324 一部修正

〇コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では右横ずれま たは左横ずれを伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。





*1:上盤側で確認したレイクは下盤側に換算して示す。

(1)-(1)'断面図

第849回審査会合 資料2-1 P.125 再掲

K-16の運動方向調査結果 -H--1.2孔-

OH- -1.2孔の深度113.95~114.25mにおいて, K-16に対応する破砕部が認められる。
Oこの破砕部を対象に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において条線観察, 薄片観察を実施し, 固結した破砕部の運動方向及び粘土状破砕部の運動方向を確認した。





第849回審査会合 資料2-1 P.126 再掲

K-16の運動方向調査結果 -H--1.2孔(コア観察, CT画像観察)-

〇コア観察, CT画像観察結果より, 固結した粘土・砂状破砕部に挟まれた深度114.10m付近に, 厚さ4.0cmの粘土状破砕部が認められる。 〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。 〇主せん断面において, 条線観察及び薄片観察を実施した。





K-16の運動方向調査結果 -H--1.2孔(条線観察,下盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で115°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。







観察面写真

観察面拡大写真

詳細観察写真

2.5-1-318

第849回審査会合 資料2-1 P.128 再掲

K-16の運動方向調査結果 −H--1.2孔(薄片観察)-

〇主せん断面において115°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果、上盤側から固結した粘土・砂状破砕部、粘土状破砕部※に分帯される。 〇固結した粘土・砂状破砕部と粘土状破砕部の境界をなすY面が認められる。 〇その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



2.5-1-319

第849回審査会合 資料2-1 P.129 再掲

K-16の運動方向調査結果 -H--1.2孔(薄片観察,詳細観察)-

○固結した粘土・砂状破砕部中の岩片の定向配列をP面とすると、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN16°W/73°NE,薄片作成方向が115°Rであることから、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。
 ○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、粘土状破砕部中の一部において認められる岩片の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。

〇断層の走向傾斜がN16°W/73°NE,条線レイクが115°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向は左横ずれを伴う逆断層センスである。



第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-325 再掲

K-16の運動方向調査結果 -H--1.9孔-

OH- -1.9孔の深度24.69~26.20mにおいて, K-16に対応する破砕部が認められる。
Oこの破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において、条線観察、薄片観察を実施し、固結した破砕部の運動方向を確認した。一方、粘土状破砕部の運動方向を特定することはできなかった。



第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-326 再掲

K-16の運動方向調査結果 -H--1.9孔(コア観察, CT画像観察)-

○コア観察, CT画像観察結果より, 固結した角礫状破砕部に挟まれた深度25.05m付近に, 厚さ0.4~1.6cmの粘土状破砕部が認められる。 〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。 〇主せん断面において, 条線観察及び薄片観察を実施した。



CT画像(H--1.9孔)

K-16の運動方向調査結果 -H--1.9孔(条線観察,上盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で90°R,115°Rの条線が認められ,下盤側換算すると90°R,65°Rとなる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



100 心 凶 ※走向は真北で示す。



10 mm



詳細観察写真

観察面写真

観察面拡大写真

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-328 再掲

K-16の運動方向調査結果 -H--1.9孔(薄片観察)-

○主せん断面において90°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から粘土状破砕部,固結した粘土・砂状破砕部※に分帯される。 ○粘土状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部の境界をなすY面が認められる。このY面は,凹凸を伴う箇所が多く,直線性に乏しい。また薄片の中 央付近では,Y面は密着していて不明瞭となり,連続性に乏しい。 ○その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-329 再掲

K-16の運動方向調査結果 -H--1.9孔(薄片観察,詳細観察)-

〇固結した粘土・砂状破砕部中の岩片の定向配列をP面とすると、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。 〇断層の走向傾斜がN18°W/68°NE,薄片作成方向が90°Rであることから、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。 〇粘土状破砕部中には複合面構造は認められず、変位センスは特定できない。



第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-330 再掲

K-16の運動方向調査結果 -H--1.3孔-

OH- -1.3孔の深度96.16~96.57mにおいて, K-16に対応する破砕部が認められる。
Oこの破砕部を対象に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において条線観察, 薄片観察を実施し, 粘土状破砕部の運動方向を確認した。



2.5-1-326

K-16の運動方向調査結果 -H--1.3孔(コア観察, CT画像観察)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-331 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 角礫状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度96.35m付近に, 厚さ2.1~2.3cmの粘土状破砕部が認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において,条線観察及び薄片観察を実施した。



第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-332 再掲

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で80°R,65°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。











観察面写真

観察面拡大写真

詳細観察写真

2.5-1-328

K-16の運動方向調査結果 -H--1.3孔(薄片観察)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-333 再掲

〇主せん断面において80°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から固結した粘土・砂状破砕部,粘土状破砕部,角礫状破砕部※に 分帯される。

〇固結した粘土・砂状破砕部と粘土状破砕部の境界及びその周辺に、Y面1、Y面2、Y面3が認められる。これらのY面1、Y面2、Y面3は、凹凸を伴う箇所が多く、全体的に不明瞭で、直線性に乏しい。

〇その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。



K-16の運動方向調査結果 -H--1.3孔(薄片観察,詳細観察)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-334 再掲

○固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
 ○角礫状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
 ○粘土状破砕部中の粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると,見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN7°W/74°NE,条線レイクが80°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向は右横ずれを伴う逆断層センスである。



第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-268 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で110°Rの条線が認められ,下盤側換算すると70°Rとなる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



観察面写真

観察面拡大写真



詳細観察写真

(22) K-17の運動方向調査結果

第849回審査会合 資料2-1 P.131 一部修正

K-17の運動方向調査結果 - 概要-

○コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では右横ずれを 伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。



位置図



①-①'断面図

K-17の運動方向調査結果 -H--3.0-60孔-

○H--3.0-60孔の深度86.07~86.13mにおいて, K-17に対応する破砕部が認められる。
○この破砕部を対象として, コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。
○次に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察, 薄片観察を実施し, 粘土状破砕部の運動方向を確認した。









コア写真(H--3.0-60孔,破砕部区分を加筆)

コア観察結果

		۰.				
I.	深度86.07~86.13m:	1				
1	目掛けの傾斜色40~55°の原さ27~41~~の破功部。原さ25~40~~の国結した破功部及び原					
÷	見掛けの傾斜角40~55 の序さ2.7~4.10mの破件部。序さ2.5~4.00mの回和した吸件部及の序	÷				
÷	さ0.1~0.2cmの灰黄褐色の粘土状破砕部からなる。					
ь.		ı.				

①-①'断面図

第849回審査会合 資料2-1

P.132 再掲
第849回審査会合 資料2-1 P.133 再掲

K-17の運動方向調査結果 -H--3.0-60孔(コア観察)-

〇深度86.05m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その上盤側に岩片や鉱物片の配列が認められる。
 〇固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片や鉱物片の配列からP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 〇断層の走向傾斜がN21°E/81°SEであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



拡大範囲写真(右は構造等を加筆)

2.5-1-335

K-17の運動方向調査結果 -H--3.0-60孔(コア観察, CT画像観察)-

第849回審査会合 資料2-1 P.134 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 凝灰角礫岩と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度86.05m付近に, 厚さ0.1~0.2cmの粘土状破砕部が 認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において,条線観察及び薄片観察を実施した。



第849回審査会合 資料2-1 P.135 再掲

K-17の運動方向調査結果 -H--3.0-60孔(条線観察,上盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で92°R,102°Rの条線が認められ,下盤側換算すると88°R,78°Rとなる。 O88°R(下盤側換算),78°R(下盤側換算)の条線方向及び礫周りの粘土の非対称構造から,右横ずれを伴う逆断層センスが推定される。 条線方向及び礫周りの粘土の非対称構 観察面 造から、逆断層センスを示す。 掘進方向 (60°傾斜) ·走向N21°E レイク(°) 傾斜81°SE 概念図 ※走向は真北で示す。 **条線方向②** ₽102° 条線方向①

観察面写真

観察面拡大写真

詳細観察写真

2.5-1-337

K-17の運動方向調査結果 -H--3.0-60孔(薄片観察)-



○主せん断面において88°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から固結した粘土・砂状破砕部,粘土状破砕部,凝灰角礫岩※に分帯される。

〇粘土状破砕部中にY面が認められる。このY面は凹凸を伴い,直線性に乏しく,薄片上部~中央部では密着し不明瞭となり,連続性に乏しい。 〇その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。



第849回審査会合 資料2-1 P.137 再掲

K-17の運動方向調査結果 -H--3.0-60孔(薄片観察,詳細観察)-

○固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず、変位センスは特定できない。 〇粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面の直近の一部において認められる粘土鉱物の微弱な定向配列 をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。

○断層の走向傾斜がN21°E/81°SE,条線レイクが88°Rであることから、粘土状破砕部の運動方向は右横ずれを伴う逆断層センスである。



K-17の運動方向調査結果 -H--3.0-55孔(条線観察,下盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-273 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で127°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。









観察面写真

観察面拡大写真

K-17の運動方向調査結果 -H--3.0-65孔(条線観察,上盤側)-

第849回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-275 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で93°R,58°Rの条線が認められ,下盤側換算すると87°R,122°Rとなる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。











観察面写真

観察面拡大写真

(23) K-18の運動方向調査結果

K-18の運動方向調査結果 - 概要-



〇コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では右横ずれを 伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。



試料名	走向/傾斜 (走向は真北)	固結した破砕部	粘土状破砕部		
		変位センス (コア観察,薄片観察)	条線の レイク ^{*1}	変位センス (条線観察)	変位センス (薄片観察)
H− −0.4孔 [深度89.70m]	N14° E/67° SE	正断層	70° R	(不明)	
			55° R	(不明)	
H-0.2-75孔 [深度116.75m]	N2° E/81° SE	(不明)	34° R	(不明)	右横ずれ 逆断層
			64°R	(不明)	
H−0.2−60孔 [深度84.35m]	N26° E/80° SE		176°R	(不明)	
			51°R	(不明)	

観察結果 一覧表

*1:上盤側で確認したレイクは下盤側に換算して示す。

矢印(◀)の向きは断層の傾斜方向を示す



※:運動方向確認のためのボーリング孔。 H--0.4孔のK-18確認深度付近のコア写真は、補足資料2.5-1(23) P.2.5-1-347

K-18の運動方向調査結果 -H--0.4孔-

第902回審査会合 資料1 P.84 再掲

OH--0.4孔の深度89.50~89.71mにおいて、K-18に対応する破砕部が認められる。 〇この破砕部を対象として、コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。



第902回審査会合 資料1 P.85 再掲

K-18の運動方向調査結果 -H--0.4孔(コア観察)-

○深度89.70m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その上盤側に岩片の配列が認められる。
 ○固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片の配列からP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN14°E/67°SEであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



2.5-1-345

拡大範囲写真

K-18の運動方向調査結果 -H--0.4孔(条線観察,上盤側)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-337 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で110°R,125°Rの条線が認められ,下盤側換算すると70°R,55°Rとなる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



(枕 心 凶) ※走向は真北で示す。







K-18の運動方向調査結果 -H--0.4孔(参考:想定深度付近コア写真)-

OK-18想定深度付近(深度84~92m)のコア写真を以下に示す。



H--0.4孔(掘進長92.00m, 鉛直)

第902回審査会合 資料1 P.86 再掲

K-18の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔-

○H-0.2-75孔の深度116.25~117.06mにおいて, K-18に対応する破砕部が認められる。
○この破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において、条線観察、薄片観察を実施し、粘土状破砕部の運動方向を確認した。



K-18の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔(コア観察, CT画像観察)-

第902回審査会合 資料1 P.87 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 固結した角礫状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度116.75m付近に, 厚さ1.3~2.2cmの粘土 状破砕部が認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において、条線観察及び薄片観察を実施した。





K-18の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔(条線観察,下盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で34°R,64°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



概念図 ※走向は真北で示す。







観察面写真

観察面拡大写真

詳細観察写真

2.5-1-350

K-18の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔(薄片観察)-

第902回審査会合 資料1 P.89 再掲

〇主せん断面において34°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,上盤側から固結した角礫状破砕部,粘土状破砕部,固結した粘土・砂状破 砕部※に分帯される。

○固結した角礫状破砕部と粘土状破砕部の境界をなすY面が認められる。このY面は,一部で密着し不明瞭となり,連続性に乏しい。 〇その他、薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



薄片写真(H-0.2-75 34R)(右は構造等を加筆)

K-18の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔(薄片観察,詳細観察)-

第902回審査会合 資料1 P.90 再掲

○固結した角礫状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
○固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
○粘土状破砕部中の岩片や粘土鉱物の定向配列をP面とすると,見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
○断層の走向傾斜がN2°E/81°SE,条線レイクが34°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向は右横ずれを伴う逆断層センスである。

